

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の
総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって
有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD
MALLESONS**
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsihuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

一、最高人民法院が 2018 年知的財産保護に関する統計データを発表

1. はじめに

2019 年 4 月 22 日に、最高人民法院は、2018 年中国法院 10 大知的財産事件及び 50 大典型知的財産事例を発表した他、中国法院知識産権保護状況（2018 年）ホワイトペーパーも発表した。以下、当該ペーパーに記載された知的財産訴訟に関する統計データを抜粋して紹介する。

2. 2018 年の知的財産訴訟に関する主要統計データ

- 知的財産（一審、二審、再審）
 - 新収 334951 件（2017 年比 41.19%増） 審結 319651 件（2017 年比 41.64%増）

● 民事

	地方一審	地方二審	最高人民法院
專利新収	21699 件 (35.53%増)		
商標新収	51998 件 (37.03%増)		
著作権新収	195408 件 (42.36%増)		
技術契約新収	2680 件 (27.74%増)		
競争類新収	4146 件 (63.04%増)		
その他	7483 件 (44.60%増)		
合計	283414 件 (40.97%増)	27621 件 (26.60%増)	913 件 (81.51%増)

● 行政

	地方一審	地方二審	最高人民法院
專利新収	1536 件 (76.16%増)		
商標新収	11992 件 (51.20%増)		

著作権新収	17 件（変化なし）		
合計	13545 件（53.57%増）	3565 件 （304.2%増）	642 件 （64.19%増）

3. おわりに

知的財産に関する訴訟件数は、昨年比で4割増と大きく増加している。そして、現地ビジネス拡大、権利意識の向上に伴い、中国で知的財産紛争に巻き込まれるリスクは今後も年々高まっていくように思われる。したがって、権利行使の基礎となる強い権利の取得から、いざという時の万全な訴訟対策マニュアルの準備等が大事だろうと考える。

（二）技術秘密侵害事例紹介（執筆者：弊所知財訴訟部パートナー李 中聖弁護士、同事件の原告の権利人を代理）

1. はじめに

最近判決が下された知的財産関連訴訟の中から、弊所が代理し、技術秘密侵害で3500万円の損害賠償が認定された事例（（2017）浙民終123号）の概要を紹介し、技術秘密侵害事件において原告側が留意すべき点を説明する。

2. 事件概要

ビタミンE製品のメーカーである浙江新和成株式会社（以下、「新和成」という）は、その製品のプロセス規程及び操作規程を技術秘密としていた。自然人である楡木は1997年に新和成へ入社し、現場主任等の業務を担当し、係争技術に習熟した。2008年、榕葉業業株式会社（以下「榕葉」という）は、ビタミンE生産着手を決定したが、この分野における技術蓄積が無かったため、第三者を介して楡木に接触し、同年5月、榕葉は楡木とビタミンE技術譲渡契約を締結し、80万円を対価として、楡木が掌握していた新和成の技術を譲り受けた。2010年10月、楡木は榕葉へ転職し、副社長となった。2011年、一部の榕葉の株主は海愉業業株式会社（以下、「海愉」という）を出資設立し、技術成果と従業員を海愉へ移してビタミンE製品を専門に生産した。

2013年3月、新和成は楡木、榕葉及び海愉が技術秘密を侵害している手がかりを掴み、新昌県公安局へ通報した。新昌県公安局は立案して捜査を始め、楡木の業務コンピュータから新和成のプロセス規程及び操作規程等システムの技術ファイルを差し押さえ、さらに、海愉のビタミンE工程設計企業、施工企業及び福州市安全生産監督管理局から、海愉が署名した同一テーマの技術資料を差し押さえた。

新和成の新昌県公安局への通報時において、その被疑侵害プロセス規程及び操作規程技術は10個のポイントに整理でき、各ポイントはいずれも独立して一定の技術機能を実現し、独立した技術効果を奏することができる技術単位であり、これらは本技術秘密侵害事件において新和成の権利基礎となった。新昌県公安局は、鑑定機構に上記ポイントについて非公知性の鑑定を委託し、鑑定機構は、専利先行技術調査の方法で上記ポイントが公衆に知られていないことを確認した。さらに公安機関は、鑑定機構に新和成が整理したポイントと、海愉が差し押さえられた同一テーマの技術ファイルとについて同一性鑑定を委託し、鑑定機構は、両者が法律意義上の同一であることを確認した。

2015年11月、新昌县人民法院は審理を経て、被告の商業秘密犯罪を認定し、以下の一審刑事判決を出した。

榕葉は組織犯罪であり、罰金1400万元を命じる。

海愉は組織犯罪であり、罰金1700万元を命じる。

榆木は個人犯罪であり、6年の懲役、罰金20万元を命じる。

さらに法院は、その他四名の個人犯罪の被告にも、異なる刑期の有期懲役を命じた。2016年7月、紹興市中級人民法院二審は、原審判決を維持する裁決をした。

一方、新和成は2014年12月、榆木、榕葉及び海愉が新和成の技術秘密を侵害するという事実を新昌县公安局が初歩的に証明したことを考慮し、上記証拠成果を有効利用して権利者の合法的な権益を保護するため、また、刑事事件では、新和成がその侵害行為により受けた財産損害を榕葉及び海愉が賠償することを命じることができず、刑事判決では、被告人が侵害を停止する禁止令を明確に命じることができないことを考慮して、技術秘密権利侵害民事訴訟を提起した。新和成は、3つの民事主体を共同被告とし、さらに、榆木の常居所は紹興市中級人民法院の管轄地に位置し、また本案技術秘密を販売した契約の締結地及び履行地（侵害行為）も紹興市中級人民法院の管轄地に位置したため、紹興市中級人民法院を選択して、関連行為の差止めと、経済損失5000万元及び合理的支出100万元の損害賠償を求めた。

紹興市中級人民法院は、審理を行った後、2017年1月に侵害差止め、損害賠償3522万元を認める一審判決を出した。そして2018年5月、浙江省高級人民法院は、上訴を却下し、一審判決を維持する終審判決を出した。

3. 技術秘密侵害事件において原告側が留意すべき点

(1) 正確に権利の基礎を把握し、積極的に挙証責任転換の要件を成就する：ビタミンEのプロセス規程及び操作規程等大量の従来技術から、不正競争防止法保護の基準に適合し、かつ、当時の司法政策及び執法基準に合った秘密のポイントを抽出したことが、本事件を順調に進めるための良い出発点及び基礎となった。また、新和成のできる限り挙証する積極的な態度及び初歩的な証拠収集の成果は、法律上の挙証責任転換の要件の達成を促進し、公安機関の力を借りて欠けた侵害証拠を補強した。

(2) 刑事事件の証拠成果を、民事事件に利用する：刑事及び民事を総合運用することは、訴訟成果の拡大、侵害行為に対する打撃力の向上、権利行使効果の拡大に有利である。

(3) 一審判決送達時に被告へ仮差止め命令を送達し、一審判決効力発生前の侵害行為を有効に抑制する：上訴プロセスにより判決の効力が生じるのが遅れても、継続的な侵害を抑止できる。

(4) 懲罰的賠償のメカニズムを導入し、権利侵害賠償力を拡大する：有罪後も侵害を停止しなかったこと、不誠実な訴訟手段を用いて訴訟を遅延させたこと、また、侵害技術による製品売上が高額で販売範囲が広く、権利者の所在地で大量販売したこと等が考慮され、懲罰的賠償（2.26倍）が認められた。

(5) 財産保全を申請し、有効に判決の執行を保障する：立案時に財産保全を申請し、銀行預金及び土地使用権5000万元相当を差し押さえた。

(6) 二次漏えいを防止し、審理効率を向上させる：法院は、双方が本案の技術秘密等コア証拠について複製をさせず、当事者が委任した弁護士及び専門家証人だけ閲覧、抜粋させた。秘密の証拠は法定での尋問と認証のみに用いられ、訴訟プロセスにおいて発生し得る二次漏えいを有効に防止した。

4. おわりに

技術秘密に関する訴訟においては、当事者双方の争点になる技術秘密の範囲と秘密ポイントの確定、及び侵害立証は最も難しい点であり、本事件は外部の力を借りた挙証責任の転換及び民事訴訟・刑事訴訟の組合せ戦略を総合的に運用することが参考される価値が大きい。

以上

2019年7月8日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビル 21階 〒100-0005

電話番号： +81 3-5218-6711(代表)

ファックス番号： +81 3-5218-6712

Eメール： malirong@cn.kwm.com